

愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術劇場の運営 募集要項等に関する変更箇所一覧

募集要項の変更箇所一覧

資料名	頁	行目	項目					変更前	変更後
募集要項	5	33	3	(7)				利用料金は事業者の提案に基づき、条例に従って県との協議の上で事業者が設定し、自らの収入として徴収することができる。 また、ネーミングライツによる収入及び運営権設定対象施設の一部についてテナント等の第三者へ転貸することによる収入を得ることができる。貸付条件の詳細は、「別紙1（守秘義務対象資料）貸付条件について」において示す。	利用料金は事業者の提案に基づき、条例に従って県との協議の上で事業者が設定し、自らの収入として徴収することができる。 また、事業者は、 <u>ネーミングライツや、利用者及び来場者の便益向上に資するサービスの提供等による収入を得ることができる。</u> <u>事業者が行う利用者及び来場者の便益向上に資するサービスの提供は、運営権を権原に事業者自ら実施又は第三者に委託して実施することができる。</u> また、事業者は、 <u>運営権設定対象施設の一部についてテナント等の第三者へ転貸することによる収入を得ることができる。</u> 貸付条件の詳細は、「別紙1（守秘義務対象資料）貸付条件について」において示す。

※上記変更は、守秘義務対象資料に係る競争的対話の結果に伴う変更となります。
守秘義務対象資料に係る競争的対話の結果については、事前に本事業に係る守秘義務の遵守に関する誓約書を御提出いただいた事業者へ別途回答させていただきます。

実施契約書（案）の変更箇所一覧

資料名	頁	行目	項目					変更前	変更後
実施契約書（案）	18	1	第42条	1	(8)			事業者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人に関する定めがあること。	事業者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人に関する定め（ <u>なお、監査役会に関する定めは、監査等委員会に関する定めにより代替可能とする。</u> ）があること。
実施契約書（案）	19	3	第43条	2	(7)			事業者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人に関する定めを置くこと。	事業者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人に関する定め（ <u>なお、監査役会に関する定めは、監査等委員会に関する定めにより代替可能とする。</u> ）を置くこと。